

南九州市告示第110号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づき定めた南九州農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）を変更したので、同法第13条第4項で準用する同法第12条第1項の規定により告示し、整備計画を次により縦覧に供する。

令和8年4月23日

南九州市長 塗 木 弘 幸

1 縦覧場所

南九州市農業振興課（颯娃庁舎）

2 南九州市告示第56号で縦覧に供した整備計画の変更案に対する住民からの意見の要旨及び処理結果

意見なし